

Ledouble 商標および著作物使用に関するガイドライン

発行日: July 5, 2018

作成者: 株式会社アチーブ

(Achieve Co. Ltd.)

本ガイドラインは、株式会社アチーブが所有するマーク及び商標権に係る登録商標並びに、それに類似する商標であって、同社が製造・販売する二重まぶた形成用化粧品に使用する製品のブランドである「Ledouble (ルドゥーブル)」に関する商標使用について、その使用の態様、使用の方法、使用の範囲を解説・規定するものです。

本ガイドラインは、商標「Ledouble」の他、株式会社アチーブが保有するサービスマーク、商号(以下、「本件商標」と示します。)の使用に類推適用されるものとします。

株式会社アチーブが所有する商標、サービスマーク、商号は同社オリジナルの重要な知的財産です。同社の企業イメージ及び、Ledouble ブランドの競争力・識別力を強化して行くために、本ガイドラインの遵守をお願いいたします。

1. 商標及び名称使用の目的

本ガイドラインで指定する商標は、株式会社アチーブが製造・販売する二重まぶた形成用化粧品「Ledouble」を小売り・卸売りその他の販売する事業において、同社が開発者・製造主及び販売権者であることを示すブランドマークとして使用するものとします。

商標を使用する対象としては、次のものがあります。

(1) 株式会社アチーブ(東京都渋谷区)が提供する製品であって、商標の使用を義務付ける物については、必ず本件商標を使用して製品の販売を行ってください。製品本体の外観、製品のパッケージ、顧客に提供する製品の説明書、製品のカタログやリーフレット、広告及び宣伝において顧客又は取引業者に対する情報の提供、価格表、伝票などについて、すべて本ガイドラインに則した商標の使用を行ってください。

(2) インターネット等による電磁的方法により行う映像面を介したインターネット販売、宣伝及び広告において、映像面に商標を表示して行う場合にも、本件商標を使用できます。

また、その他の広告・チラシ・リーフレット等への“Ledouble”の名称の使用及び、本件商標の使用に関しては、事前に株式会社アチーブ又は同社が指定する代理人若しくは認定販売代理店の検閲及び許可を受けることが掲載の条件となります。

(3) インターネット販売において、株式会社アチーブが同製品について説明する Official

website を有する場合には、その URL へのリンクを貼らなければなりません。

2. 本ガイドラインを遵守する者

以下に示す企業又は個人事業主は、本件商標の使用において、本ガイドラインの規定を遵守してください。

- (1) 本件商標を使用する必要がある株式会社アチーブの関連法人、同社と事業提携契約を締結した法人及びその子会社
- (2) 株式会社アチーブと化粧品販売事業において代理店契約を締結した法人又は個人事業主の方であって、本件商標又は商標権の使用許諾(ライセンス)を同社から受けた者その他の販売代理店(認定販売代理店) **(注1)**
- (3) 前項に規定する法人・個人事業主・認定販売代理店から株式会社アチーブが提供する化粧品製品の販売について委託された法人・個人事業主・販売代理店などの者(サブライセンサー)。

ただし、株式会社アチーブが事前にサブライセンスを設定する権限を与えた法人・個人事業主・認定販売代理店から委託された者であることが適用の条件となります。 **(注2)**

(注1) 本ガイドラインで示す本件商標又は商標権の使用許諾は、商標法で規定する通常使用権(非独占的ライセンス=Non-exclusive license)であり、特許庁が設定登録をするか否かにかかわらず株式会社アチーブとの間で有効な契約であるものをいいます。

(注2) 株式会社アチーブが事前にサブライセンスを設定する権限を与えた法人・個人事業主・認定販売代理店以外の者から製品販売を委託された場合には、本件商標の使用が同社の商標権侵害となる場合が生じますので、ご注意ください。

3. 対象となる商標

本ガイドラインの対象となる商標(以下、株式会社アチーブが使用を許諾する本件商標を「Ledouble 商標」と統一的に示します。)は、次の商標です。

- (1) 標準的な英文字(Standard Characters)で構成される商標

Ledouble

- (2) カタカナ文字(KATAKANA Characters)で構成される商標

ルドゥーブル

(3) ロゴ商標 (Stylized mark) … two versions

Ledouble
Ledouble
【ルドゥーブル】

(4) 上記に類似する商標であって、株式会社アチーブが指定する商標

4. 商標の使用態様

前記3において示す各商標を使用する場合、その態様については次の制約を遵守してください。

(1) Ledouble 商標の使用においては、相似形への変更も含め、文字構成及びロゴに関するデザインの変更の一切を禁止します。すなわち、株式会社アチーブと別途契約を締結した場合を除き、いかなる場合であっても、ロゴの変更、修正、付加又は削除等の改変を加えることはできません。

(2) 英文字商標「Ledouble」の使用においては、「L」のみ大文字表記とし、それ以外の“edouble”については、小文字表記で統一するようにしてください。原則として、全文字を大文字にして表記したり、全文字を小文字にして表記する商標表示を使用することは禁止します。

(3) ロゴ商標のサイズを等尺により縮尺することはできますが、縦横比率を変更することは一切禁止します。(注3)

(4) 原則として、製品及び製品パッケージには、前条(3)に示すロゴ商標を使用しなければなりません。

(5) Ledouble 商標のうち、ロゴ商標以外の英文字商標「Ledouble」とカタカナ商標「ルドゥーブル」は、製品の説明書や広告文、価格表などの取引書類において、文章中で商標を使用する場合に、製品名として使用することができます。

もし特別な事情によって、文章中以外で英文字商標「Ledouble」又はカタカナ商標「ルドゥーブル」の使用を望むときは、事前に同社に申請して許可を受けてから使用してください。

注3) 例えば、ロゴと文字の大きさ比率を変更することは固く禁じます。また、縦横比率の変更も厳禁です。

※禁止例

Ledouble

Ledouble
【ルドゥーブル】

5. 登録商標の表示

(1) Ledouble 商標を使用する場合、表示した商標と同一の部分(印刷物であれば同一ページ内に、ウェブサイトであれば同一画像(ウェブページ)内に、次の青字で示す文を表示しなければなりません。

『Ledouble』の商標は株式会社アチーブのオリジナルブランド又は登録商標であり、〇〇社は、“Ledouble”の正規販売代理店として許諾を受けて使用しています。

(An actual example; The wording and the mark of “Ledouble” are the original trademarks or registered trademarks owned by Achieve Co., Ltd., in (your country). We, 〇〇, are the official sales representative store authorized to use the marks by Achieve Co., Ltd.)

(2) ®のマークあるいはTMの表示について

基本的に現時点では両表示を商標に付する必要はありません。なお、将来的に両表示を商標に付す必要が生じた場合には、株式会社アチーブから通達します。

6. 商標及び名称の文章化

(1) Ledouble 商標のうち、ロゴ商標以外の英文字商標「Ledouble」とカタカナ商標「ルドゥーブル」を単語的に文章中で使用する場合、製品名以外の名詞として使用することを禁じます。「Ledouble」「ルドゥーブル」の名称は、それ自体は商号及び商品の普通名称ではなく、製品表示であるため、文章中において、単独での名詞、形容詞、動詞、所有格のいずれとしても使用できません。

また、「化粧品」「二重瞼形成化粧品」のような商品表示・形容詞的表示とあわせて使う場合は、文章中か否かを問わず、ブランド名の前後に“ ”をつけて使用してください。

【正誤例】

×「Ledouble の化粧品」

×「化粧品 Ledouble」「Ledouble 化粧品」

- 「株式会社アチーブの化粧品“Ledouble”」
- 「新製品“Ledouble”」

(2) また、Ledouble 商標を表記するときは、いかなる媒体においても、少なくとも同一ページ内において文脈上最初に現れる表記は、「株式会社アチーブが提供(販売)する」の文言と合わせて使用してください。

- ◎ 株式会社アチーブが提供(販売)する “Ledouble”
- ◎ 株式会社アチーブが提供(販売)する二重瞼形成化粧品“Ledouble”

(3) 販売戦略・市場戦略上の理由から、英文字又はカタカナ文字ではなく、中国語等の現地公用語による製品名を創作・使用する場合は、必ず事前に株式会社アチーブへの事前報告及び同意を得なければなりません。また、現地公用語による製品名を用いる場合には、「Ledouble」の英文字と併記しなければなりません。

7. その他の禁止事項(厳禁・厳守)

(1) 商標使用者は、Ledouble 商標を使用する欄と同一の欄(画面・ページ)内で、自己が製品 “Ledouble”の販売において、株式会社アチーブの正規代理店であることを表示しなければなりません。すなわち、同一欄(画面・ページ)内で正規代理店の表示なく Ledouble 商標を使用することを禁じます。

(2) 商標使用者は、Ledouble 商標を表示した欄(画面・ページ)内に、他の販売会社の名称・商標を混在させることを固く禁じます。これは登録商標の識別力・競争力を弱める行為であり厳禁とさせていただきます。なお、これに違反する掲載等には株式会社アチーブよりペナルティーが科せられる場合もありますから特にご注意ください。

(3) 商標使用者は、Ledouble 商標が、他の化粧品製造販売企業・業者との関連性があるかのように誤認される可能性がある使用を禁じます。

具体的には、顧客又は取引者が見るときに、Ledouble 商標が、株式会社アチーブ以外の化粧品企業と提携し、または推奨し、もしくは推奨されていると誤認されるような表記や、そのような企業に後援され、もしくは支援を与えられていると示唆するような方法で、商標又は製品名を表示することを固く禁じます。

(4) 商標使用者は、本件商標又はその他の株式会社アチーブ所有が所有するグラフィック・シンボル、ロゴまたはアイコンを誹謗中傷の目的で使用することを禁じます。

8. サブライセンスの禁止

Ledouble 商標について使用許諾を受けた者は、本ガイドラインに従った使用であっても、株

式会社アチーブが特に認めた場合(第2条3項)を除き、いかなる第三者にも Ledouble 商標の使用を許可・推奨することを禁じます(不正許諾)。この条項に違背する行為に起因して、同社が商標権侵害・不正競争により損害を被った場合には、不正許諾者に対し、同社より損害賠償請求を含めた民事上・刑事上の法的措置を講ずる場合がありますから、ご注意ください。

9. スローガンおよびキャッチフレーズ(Copy right)

株式会社アチーブが創作したスローガンまたはキャッチフレーズについては、同社は著作権を放棄していません。

したがって、同社の許可なく、これらのスローガンまたはキャッチフレーズを使用または模倣することを禁じます。使用を希望する場合には、事前に同社に相談し、許可を得てください。

10. 顧客へのメール及び SNS 等への掲載について

Ledouble 商標及び、“Ledouble”の名称については、原則として、事前の許可なく顧客へのメールや SNS 等に掲載することを禁じます。

なお、例外的に許可なく掲載する場合には、本ガイドライン第5条(1)に規定するフレーズを必ず併記しなければなりません。この点につき遵守ください。

11. ドメイン名について

Ledouble 商標又は“Ledouble”の名称、「株式会社アチーブ(Achieve Co., Ltd.)」と同一又は近似する表示(商品等表示)を、ドメイン名の一部(第2レベル又は第3レベル)に独立構成要素として取得又は使用することを禁じます。

【使用不可例】

「achieve.com」, 「achieve.cn」, 「achieve.hk」, 「ledouble.com」, 「le-double.com」,
「ledouble.cn」, 「ledouble.hk」, 「ledouble@achieve.com」, etc.

以上、提携企業及び代理店等の皆様は、本ガイドラインを遵守し、Ledouble 商標の著名化にご協力のうえ、適正なビジネス活動を行っていただきますようお願いいたします。

株式会社アチーブ

Achieve Co., Ltd.

代表取締役社長 本多 梅乃

CEO, Umeno HONDA (Ms.)